

## 不法投棄対策支援事業の概要

### 1 概要

個人や町内会等が所有する土地に不法に投棄された廃棄物で、投棄者が不明な場合に、廃棄物の処理・処分に係る経費について、補助金を支給する。

### 2 補助金の交付対象となる事案等

#### 【申請者】

加古川市内に土地を所有、占有、管理している個人又は町内会等の団体

#### 【対象となる事案】

- 加古川市内の土地に廃棄物が不法に投棄された場合
- 不法投棄した者が不明であること
- 警察に届けをしていること

#### 【対象外となる事案】

- 営利を目的とする法人が所有している事業用地
- 投棄場所が道路、河川、水路、公園など、国、自治体が管理する公共施設用地
- 産業廃棄物のうち、兵庫県がエコ手形を活用して処分することになるもの
- 同一年度内にすでに補助金の交付を受けた土地
- いわゆるポイ捨て

### 3 補助金の対象及び金額

#### 【対象となる費用】

不法投棄物を運搬、処分するためにかかる費用のうち、委託料、車両賃借料、処分費等

#### 【補助金の割合等】

対象となる費用の2分の1  
上限20万円